公　示　送　達　書

令和8年9月14日

下記の書類は、当広川町役場税務会計課に保管しておりますので、出頭の上受理してください。

八女郡広川町長　氷室　健太郎

送達を受けるべき者

【　8　広税 公示第　16-1 号】	馬場　伸博	令和	8	年度	軽自動車税	全　期	督促状
【　8　広税 公示第　16-2 号】	酒井　芳輝	令和	8	年度	軽自動車税	全　期	督促状

（　注　意　）　地方税法 第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。